



那覇市の水道を使用されるお客様へ〈水道のご使用についての主な定め〉

改正民法が令和2年4月1日から施行されました。水道料金等に関する事項につきましては、定型約款であらかじめ表示する、又は案内をすることの規定が新設されました。

上下水道局では、那覇市水道給水条例及び那覇市水道給水条例施行規程が定型約款にあたりますが、定型約款の抜粋版として、令和2年3月より「那覇市の水道を使用されるお客様へ」をお配りしております。 令和2年4月

那覇市の水道を使用されるお客様へ〈水道のご使用についての主な定め〉

「那覇市水道給水条例」及び「那覇市水道給水条例施行規程」が給水契約の内容となります。契約の主な定めは次のとおりです。あらかじめご了解のうえ、ご使用ください。

- 水道の使用開始・中止の申し込みについては、事前(2～3日前まで)に上下水道局お客様センターへご連絡ください。(条例第18条関連)
- 料金の算定は隔月の定例日(各地域によって異なります。)にメーター検針を行い、2ヶ月分の水量を2等分し1ヶ月分ごとの料金を決定します。また、上下水道局が必要と認めるときは毎月の定例日にメーター検針を行い、その日の属する月分として料金を算定します。(条例第24条関連)
上下水道局が検針するメーターに異状があったとき、または使用水量が不明なときは、上下水道局が水量を認定して料金を算定します。(条例第25条関連)
- 月の途中に水道の使用を開始、休止または廃止した場合の料金は、次の区分により算定いたします。(条例第26条関連)
(1)使用日数が15日以内の場合は、基本料金の2分の1に従量料金の額を加えた額とします。
(2)使用日数が15日を超える場合は1月分とみなします。

水道料金についての詳しい説明はこちらをご覧ください。



- 料金は毎月請求いたします。もし指定期限内にお支払いがなければ、やむを得ず給水を停止する場合がございます。(条例第28条関連及び条例第36条関連)
- 給水は、非常災害、水道施設の損傷等、公益上やむを得ない事情がある場合に、制限や停止をすることがあります。(条例第12条関連)
- 上下水道局のメーターは、検針や取替などに支障がないように、常に清潔にしておいてください。お客様の不注意でメーターが壊れた・亡失した場合は、賠償していただくこととなります。(条例第17条関連)
- 共同住宅で、上下水道局の施設基準に適合した共同住宅の所有者からの申請に基づき各戸検針料金徴収の取扱いを上下水道局が承諾し契約した場合、または再生水利用契約を行った共同住宅には、各戸(子)メーター及び再生水(子)メーターによる検針を行い、上下水道局が各入居者へ直接料金請求を行います。
- 各戸(子)メーター及び再生水(子)メーターは給水装置所有者等の所有になりますので、メーター取替にかかる費用は給水装置所有者等の負担となります。
- 給水装置はおお客様の財産です。維持管理はおお客様の負担で行うこととなっています。(条例第20条関連)



水道給水条例



給水条例施行規程



再生水利用の実施規程



各戸検針に関する取扱要綱

各条例等へは、左記のQRコードからアクセスしてください。那覇市上下水道局のウェブサイトにも掲載しております。

那覇市上下水道局

検索

お問い合わせ 那覇市上下水道局お客様センター TEL:941-7804, 941-7834

便利な口座振替

納め忘れも手間も省ける便利な口座振替をお勧めします！

● 必要なもの ●

① 預貯金通帳



② 通帳のお届け印



③ 水道番号が確認できるもの(検針票や納付書など)



口座振替可能な金融機関

- ゆうちょ銀行
- 琉球銀行
- 沖縄銀行
- 沖縄海邦銀行
- みずほ銀行
- コザ信用金庫
- 沖縄県労働金庫
- 沖縄県農業協同組合(JA おきなわ)

ゆうちょ銀行以外の場合、各金融機関の窓口、又は **お客様センター** でお手続きできます。

ゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ銀行窓口で、指定の様式にてお手続きをお願い致します。お手続きには、左記の「必要なもの」他、下記の口座番号と加入者名が必要となります。

- 振込先口座番号：02030-7-14823
- 払込先加入者名：那覇市水道事業

※口座振替の手続き後、2ヶ月程度で自動振替が始まります。

振替日：毎月5日(再振替20日) 金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日。

口座振替や料金に関するお問い合わせ

〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 那覇市上下水道局お客様センター
TEL: 941-7804 941-7834 営業時間：月～土 午前8時30分～午後6時00分
【祝日、12/29～1/3, 6/23を除く】

局長コラム



上下水道局長
う え ち ひ で ゆ き
上地 英之

はいさい。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が世界的な課題となっています。

予防策として、手洗いやうがいの励行が有効であるといわれています。

その前提となるのは、安全で安心な水を安定的に供給することです。その使命を果たすため、当局では職員一丸となり、一層の緊張感をもって、職務に尽力してまいります。

この度、今年度4月から7月分までの4か月間の水道基本料金を免除とさせていただきます。市民の皆様の一助となればと思います。

結びになりますが、この災難が一日でも早く終息し、市民の皆様が安心して生活が送れるような日常に戻ることを祈念しています。

上下水道局クイズ



クイズに答えて 図書カードをもらおう!

ヒント!!

赤または銀色の歯車のようなものです!

Q

家庭で行える漏水チェックについての問題です。家庭内にある蛇口を全て閉めた後、水を使わない状態で、メーターの〇〇〇〇〇が回転していれば、漏水の可能性あります。さて、〇〇〇〇〇とは、次のうちどれでしょうか?

A

A. アシスタント B. パイロット C. キャビンアテンダント

答えが分かった方は、ハガキかFAX、Eメールで①答え、②住所、③氏名、④電話番号、⑤本誌の感想をご記入のうえ、次のあて先までご応募ください。
正解者の中から抽選で10名様に図書カード(1,000円分)を贈呈します。当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

あて先 〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 那覇市上下水道局 総務課
FAX:941-7821 Eメール:soumu@water.naha.okinawa.jp

しめ切り 令和2年7月31日(金) ※当日消印有効

※ご応募の際に得た個人情報、当選者への賞品の発送以外使用することはありません。



暑さに注意! 喉が渴く前に水道水を飲もう!

